

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所生物資源の分譲等に関する規程

18規程第 18号

改正 平成18年12月 1日 18規程第 19号

改正 平成19年 5月 1日 19規程第 5号

改正 平成20年11月25日 20規程第 15号

改正 平成21年 3月24日 21規程第 5号

改正 平成23年 4月 1日 23規程第 19-1号

改正 平成23年10月14日 23規程第 22号

改正 平成24年 6月28日 24規程第 5号

改正 平成24年 8月 7日 24規程第 5-2号

改正 平成26年 4月 1日 26規程第 8号

改正 平成27年 4月 1日 27規程第 42号

改正 令和 元年 9月24日 規程第 5号

改正 令和 2年10月30日 2規程第 13号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)が管理する生物資源(遺伝子、細胞、小動物、ヒト組織、ヒト組織由来物、薬用植物をいう。以下同じ。)を研究所以外に所属する、原則として研究を目的とする者に分譲する際の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(分譲手続)

第2条 研究所に対して、生物資源の分譲を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、別表に掲げる区分に応じて同表様式欄に掲げる様式又はこれに準じる様式による分譲依頼書を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の依頼の内容が適当であると認めるときは、当該生物資源を分譲するものとする。

3 研究所は、前項の分譲に際して、必要な条件を付することができる。

(対価の徴収)

第3条 研究所は、別表に掲げる生物資源を分譲しようとするときは、それぞれ同表に掲げる分譲手数料を依頼者から徴収するものとする。

2 研究所は、別表に掲げるもの以外の生物資源を分譲しようとするときは、次の各号に掲げる額の合計額を基礎として理事長が適当と認める額を分譲手数料として依頼者から徴収するものとする。

(1) 実施経費 依頼された生物資源を分譲するために必要な人件費、消耗品費、設備費その他の費用の合算額

(2) 間接経費 前号の合算額に0.3を乗じて得た額

3 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前2項に規定する分譲手数料の額を減額又

は免除することができる。

(研究を目的とする者以外の者への分譲)

第4条 研究所は、研究を目的とする者以外の者であつて、研究所の目的の達成に資すると理事長が認める事業を実施するものに対して、前条に規定する対価を徴収することにより、生物資源を分譲できる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合には、前項に定める生物資源の分譲に際して、別途契約を締結することにより、当該研究を目的とする者以外の者から当該契約に定める対価を徴収することができる。

(適用除外)

第5条 第2条及び前条の規定による生物資源の分譲については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所研究成果物等取扱規程(平成17年規程第66号)の規定は適用しない。

附 則 (平成27年4月1日 27規程第42号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表に掲げる様式は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

附 則 (令和元年 9月24日 規程第5号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月30日 2規程第13号)

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
培養細胞	25,143 円／本	30,381 円／本	様式A
遺伝子変異・改変培養細胞	31,428 円／本	36,667 円／本	
ヒト i P S 細胞	52,381 円／本		様式細胞 1

※国内・国外とも同一料金とする。

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
マウス（生体）	145,648 円／件	189,343 円／件	様式第 1
マウス（凍結胚）	62,130 円／本	80,769 円／本	
マウス（凍結精子）	30,556 円／本	39,722 円／本	

※国内・国外とも同一料金とする。ただし、国外輸送には、必要な通関・検疫関係文書の作成費用等：30,000 円を加えた額とする。

生物資源	分譲手数料	様式
薬用植物（種子）	1,048 円／箱（10 種以下）（注 1）	様式第 3
薬用植物（種いも）	1,572 円／箱（10 個以下）	
薬用植物（苗）	1,257 円／箱（10 本以下）	
薬用植物（養液栽培用苗）	51,857 円／本（1,000 本未満）	
甘草	41,485 円／本（1,000 本以上）	
薬用植物（苗木）（注 2）	1,362 円／箱（5 本以下）	
薬用植物（植物体）	3,143 円／本	
生薬	生薬の種類ごとに当該生薬の市場流通価格に相当する額として理事長が別に定める額	

上記の分譲手数料は、薬用植物については 10 箱（植物体については 10 本とする。以下同じ。）までの分譲について適用し、10 箱を越える分譲については適用しない。

（注 1）10 種類以下の植物の種子を 1 箱とする。ただし、依頼された同一植物の種子の数量が 1 g（当該種子 50 粒の重さが 1 g を越えるときは 50 粒とする。以下同じ。）を越えるときは、1 g ごとに 1 種とする。

（注 2）苗木とは、樹高 1 m 以下のものをいい、1 m を越えるものは植物体とする。

※国外へは分譲しないものとする。

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
難病患者由来 DNA・血清・血漿	5,500 円／チューブ	11,000 円／チューブ	「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所難病研究資源バンク試料等利用細則」に定める様式（様式 001、様式 002）
難病患者由来 培養細胞	31,428 円／チューブ	36,667 円／チューブ	

※国外へは分譲しないものとする。

（注）難病研究資源バンクの共同事業内での分譲については、収集研究班の試料収集の円滑化を図る観点から、分譲手数料を個別に定めるものとする。ただし、共同事業を終了した後は、上記分譲手数料を徴収するものとする。

生物資源	分譲手数料			様式
	公的研究機関	民間企業	国外研究機関 国外企業	
遺伝子（組換え体）（注 1）	16,343 円／本	19,800 円／本	18,438 円／本	様式 B
遺伝子（ベクター）（注 1）	24,200 円／本	29,543 円／本	27,657 円／本	
遺伝子（宿主）（注 1）	8,381 円／本	10,162 円／本	9,219 円／本	
BAC クローン（注 2）	110,000 円／件			様式 第 2
日本人由来 B 細胞株 （細胞）（注 1）	25,143 円／本	30,381 円／本		様式 A-3
日本人由来 B 細胞株 （DNA）（注 1）	7,333 円／本	8,905 円／本		
日本人由来 B 細胞株精 製 DNA セット （50 本）	57,619 円 ／セット	73,333 円 ／セット		
日本人由来 B 細胞株精 製 DNA セット （100 本）	94,285 円 ／セット	115,238 円 ／セット		

（注 1）遺伝子又は日本人由来 B 細胞株を一度に以下の数量を分譲する際の減額：

30～99 本	20%減額
100～499 本	35%減額
500～999 本	60%減額
1,000 本以上	70%減額

（注 2）1 件の料金は、一の目的領域につき 2 クローンを分譲する際の価格であり、同一

領域につき2クローンを超えて分譲する場合には、超過分1クローンにつき22,000円を加算する。

生物資源	分譲手数料	様式
ヒト組織（凍結組織ブロック）（注）	198,660 円／試料	「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所ヒト組織バンク運営規則」に定める様式 (様式 1-1、1-2、1-3、1-4)
ヒト組織（冷蔵組織）	198,660 円／試料	
ヒト組織（口蓋扁桃）	15,620 円／チューブ	
ヒト組織（肝ミクロソーム）	19,590 円／チューブ	
ヒト組織（固定組織（パラフィンブロック））	99,330 円／ブロック	
ヒト組織（凍結細胞）	30,172 円／チューブ	

（注）資源リスト掲載から1年を経過したヒト組織（凍結組織ブロック）は、1年を経過した日以降の分譲手数料を半額の99,330円とする。

※国外へは分譲しないものとする。

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
PDXマウス（パラフィン包埋組織切片）	33,000 円／枚	66,000 円／枚	「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所PDX事業運営規程」に定める様式 (様式 2-1、2-2、2-3) (様式 3-1、3-2、3-3)
PDXマウス（凍結試料バイアル：DNA・RNA抽出用試料）	110,000 円／本	220,000 円／本	
PDXマウス（凍結バイアル）	2,200,000 円／本	4,400,000 円／本	

（注）PDXマウス（腫瘍移植生体）は、技術指導を踏まえて分譲手数料を個別に定めるものとする。

※国外へは分譲しないものとする。